

前回定例会（平成25年4月10日）以降の主な動き

平成25年5月8日
資源エネルギー庁
柏崎刈羽地域担当官事務所

原子力・エネルギー政策の見直し等

➤ エネルギー基本計画（エネルギー政策基本法に基づく。事務局は経済産業省資源エネルギー庁）

【4月23日】総合資源エネルギー調査会総合部会（第2回）

（参考）

・新しいエネルギー基本計画策定に向けて意見募集中

<http://www.enecho.meti.go.jp/info/committee/sougoubukai/ikenbosyu.htm>

その他

【4月12日】「電気事業法の一部を改正する法律案」の閣議決定

【4月26日】2013年度夏季の電力需給対策について（電力需給に関する検討会合決定）

【4月26日】夏季の省エネルギー対策の決定（省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議決定）

（以上）

原子力政策をめぐる最近の動向

目次

1. 福島第一原発の廃炉に向けた取組	・ ・ ・ 1
2. 使用済燃料・高レベル放射性廃棄物対策	・ ・ ・ 7
3. 新たな規制枠組みの下での原子力の 安全性向上の取り組みについて	・ ・ ・ 17

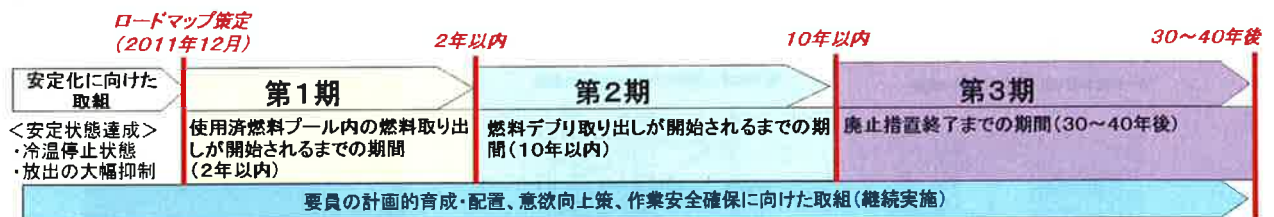
2013年4月

資源エネルギー庁

1. 福島第一原発の廃炉に向けた取組

廃炉に向けた取組の推進体制

- (1) 原子炉が冷温停止状態に至ったことに伴い、原子力災害対策本部の下に「政府・東京電力中長期対策会議」を設置。30～40年を要する廃炉に向けた取組を安全かつ計画的に進めるため、中長期ロードマップを策定(平成23年12月21日)。
- (2) 本年2月8日、原子力災害対策本部の下に「東京電力福島第一原子力発電所廃炉対策推進会議」を設置。政府及び東京電力に加え、日本原子力研究開発機構やプラントメーカーといった研究開発に携わる関係機関を構成員とする体制に強化(政府・東京電力中長期対策会議は廃止)。中長期ロードマップの改訂等に着手。



(参考)現在の1～4号機の状況

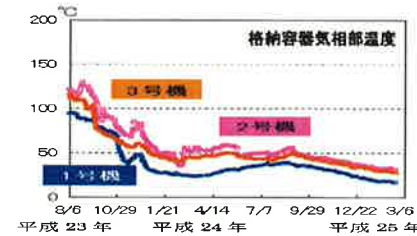
(1)原子炉の温度:

➤ 1～3号機原子炉は注水冷却を継続。温度は約15～40℃で安定。

(2)原子炉建屋からの新たな放射性物質の放出量:

- 1～3号機原子炉建屋からの放射性物質の放出量は減少しており、平成24年2月以降は、敷地境界上での被ばく線量に換算して0.03mSv/年。
- 自然放射線による年間線量(日本平均約2.09mSv/年)の約70分の1程度。

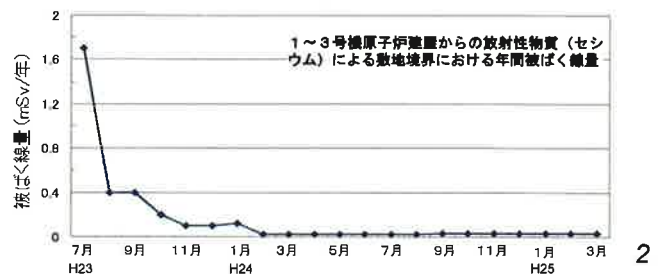
<1～3号機圧力容器底部温度、格納容器気相温度の確認>



<1～3号機からの放射性物質(セシウム)の一時間当たりの放出量>

- 1～3号機合計の放出量は毎月のサンプリング結果に基づき、変動要因等を考慮して最大で約0.1億ベクレル/時と評価。平成24年2月以降この値を下回る値で推移。
- これによる敷地境界における被ばく線量は0.03mSv/年と評価。(敷地境界で線量を実測する場合、これまでに放出された放射性物質の影響が加わる)
- 自然放射線による年間線量(日本平均約2.09mSv/年*)の約70分の1。

※出典:原子力安全研究協会「新版 生活環境放射線国民線量の算定」



廃炉に向けた取組状況と今後の対応①

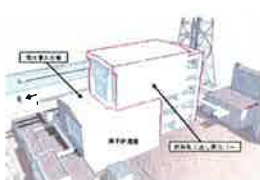
(1)当面の最優先課題である使用済燃料プールからの燃料取り出し準備:

➤ 本年11月に取り出し開始予定の4号機について、プール燃料取り出し用カバーを建設中。

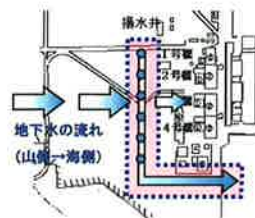
(2)地下水流入により増え続ける滞留水に対する対応:

- 山側から流れてくる地下水を建屋の上流で揚水井により汲み上げ、地下水位を低下させることにより建屋内への地下水流入量を抑制する地下水バイパスを準備中。水質確認の結果を踏まえ、関係者のご理解を得た後、稼働予定。
- 滞留水を貯蔵するためのタンク増設計画を策定。現在の貯蔵量は約28万m³、貯蔵容量は約34万m³。平成25年9月末までに約45万m³まで増設し、平成27年中頃までに最大約70万m³まで増設を進める計画。
- 滞留水に含まれる放射性物質(トリチウムを除く)を除去するための多核種除去設備を設置。本年3月末から放射性物質を含む水を用いた試験を実施中。9月以降、運用開始予定。汚染水の海への安易な放出は行わない方針。

プール燃料取り出し準備の着実な進捗



地下水流入抑制のためのバイパス設置



放射性物質(トリチウムを除く62核種)を除去する多核種除去設備の設置



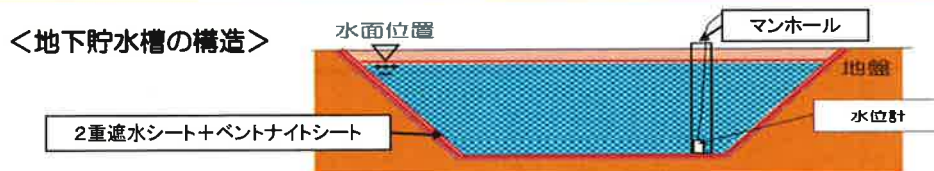
(参考) 地下貯水槽からの汚染水の漏えいへの対応

1. 汚染水漏えい経緯

- 平成25年4月5日福島第一原発に7つある地下貯水槽の一つ(第2槽)から、汚染水の漏えいが発覚。4月6日、第2槽から第1槽、第6槽への汚染水の移送を開始。
- 第3槽から汚染水の漏えいを発見。→水位の変化は見られないため、監視を強化。
- 4月9日、第1槽についても汚染水の漏えいを発見。→第2槽から第1槽への移送を停止。

2. 対応状況及び今後の方針

- 4月8日、経済産業大臣から東京電力社長に対し、相次ぐトラブルへの対応として、4点を指示。①体制の構築、②汚染水の外部への漏えい防止措置、③汚染水に係る専門家による検証、④海外専門家も交えた検証と結果の公表・共有
- 東京電力は、地上タンクを早急に増設し、最終的には全ての汚染水を地上タンクに移送する計画。4月16日、第2槽から地上タンクへの汚染水移送を開始。
- 今後、汚染水処理問題を根本的に解決する方策等を検討するため、「東京電力福島第一原子力発電所廃炉対策推進会議」の下に設置した「汚染水処理対策委員会」において、政府、原子力規制委員会、東京電力、産業界が一体で早急に検討を開始し、方向性を打ち出す。同委員会できりまとめた今後の対応の方向性は、6月中を目途にまとめる「中長期ロードマップ」の改訂に反映させる。
- 委員会において、①地下水の流入抑制対策や、②トリチウム処理対策などについて早急に検討を開始する。特に、地下水の流入対策については、5月中を目途に、今後の対応の方向性の第一弾を取りまとめる。



廃炉に向けた取組状況と今後の対応②

(3) 燃料デブリの取り出し等に向けた研究開発:

- 原子炉内作業のための遠隔操作機器・装置等の技術開発や、炉内状況把握・解析手法等の研究開発を推進。(平成25年度予算案 約87億円)

(4) 研究開発体制の強化:

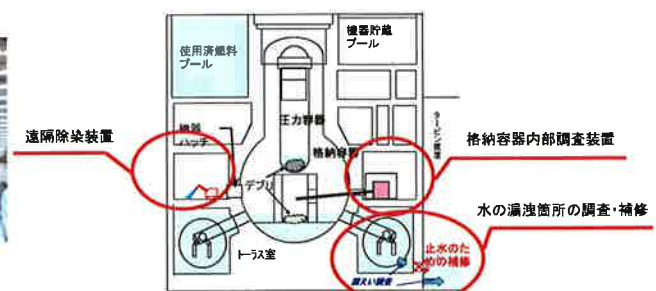
- 放射性廃棄物の分析・研究や遠隔操作機器・装置等の開発・実証に必要な研究拠点施設を整備する。(平成24年度補正予算 850億円)
- 研究開発の運営を長期にわたって効率的、効果的に進めるため、一つの専任組織として官民が協力して研究開発運営組織を設立すべく準備中。



【遠隔操作ロボットの一例】
～除染ロボットの例～



【分析・研究施設のイメージ】
～マニピュレーターの例～



【遠隔機器による作業のイメージ】

廃炉に向けた取組状況と今後の対応③

(5) 中長期視点での人材確保・育成:

- 大学や研究機関等と連携し、10年／20年後を見据え、廃止措置に係る現場作業及び研究開発に必要とされる人材を確保・育成。
- また、今後、燃料デブリ取り出しといった高線量の大型工事も控えており、中長期的にわたり一定量の作業員を確保していくためには、適切な線量管理や計画的な人材育成が必要。

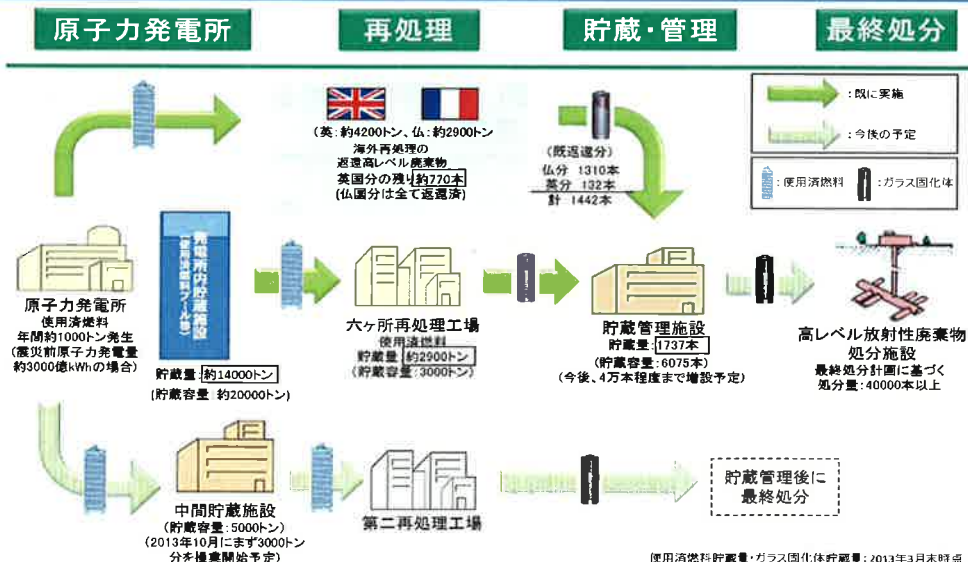
(6) 国際社会との連携:

- 海外の事故対応等に係る知見・経験を活用し、大規模かつ長期にわたる廃炉に向けた研究開発を効率的・効果的に進めるため、米、英、仏、露等との政府レベルでの二国間協力や国際機関との連携を深化させる。
- 国際原子力機関 (IAEA) 調査団を4月15日から22日までの日程で受け入れ、廃炉に向けた中長期ロードマップに基づいて進めている取組の中で、原子炉の安定状態や汚染水の漏洩トラブルへの対応を含め、放射性物質の放出管理など直面している課題について評価、助言を受けた。

2. 使用済燃料・高レベル放射性廃棄物対策

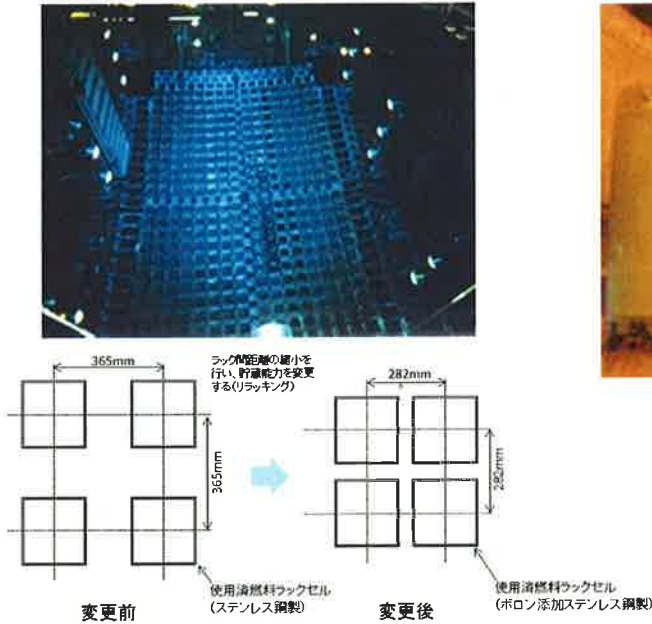
使用済燃料の現状

- (1) 日本国内には既に約17,000トンの使用済核燃料が存在。このうち、発電所内貯蔵施設 (使用済燃料プール等) に約14,000トン (管理容量約20,000トン)、六ヶ所再処理工場に約2,900トン (貯蔵容量3,000トン) が貯蔵されている。
- (2) 再処理後の高レベル放射性廃棄物 (ガラス固化体) は、国内外に約2,500本貯蔵されている。 (既に発生した使用済核燃料分を加えると約25,000本)



国内における使用済燃料の貯蔵対策

貯蔵設備の貯蔵能力変更の例



乾式貯蔵方式の例



日本原子力発電(株)東海第二発電所での乾式貯蔵
発電所敷地内に貯蔵施設を新設した例

出典: 電気事業連合会

むつ市使用済燃料中間貯蔵施設の現状

1. 使用済燃料中間貯蔵施設の概要

- (1) 会社名: リサイクル燃料貯蔵(株)(略称: RFS)
- (2) 所在地: 青森県むつ市大字関根字水川目596-1
- (3) 設立: 2005年11月21日
- (4) 株主: 東京電力(80%)、日本原電(20%)
- (5) 貯蔵量: (最終)5,000トン(東電4,000t、原電1,000t)
*現在、1棟目3,000tの貯蔵建屋を建設中。
- (6) 貯蔵期間 施設毎に供用開始から50年。
- (7) 建設費 1,000億円
- (8) 工 程
 - 2010年 5月 貯蔵事業許可
 - 2010年 8月 着工
 - 2013年 10月 事業開始予定

3. 貯蔵建屋イメージ

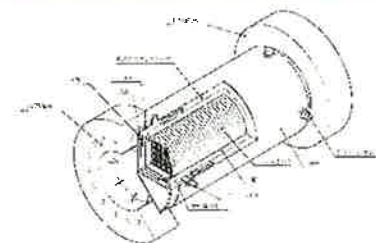


2. 工事進捗状況(貯蔵建屋工事進捗率:86%)



貯蔵建屋工事現場

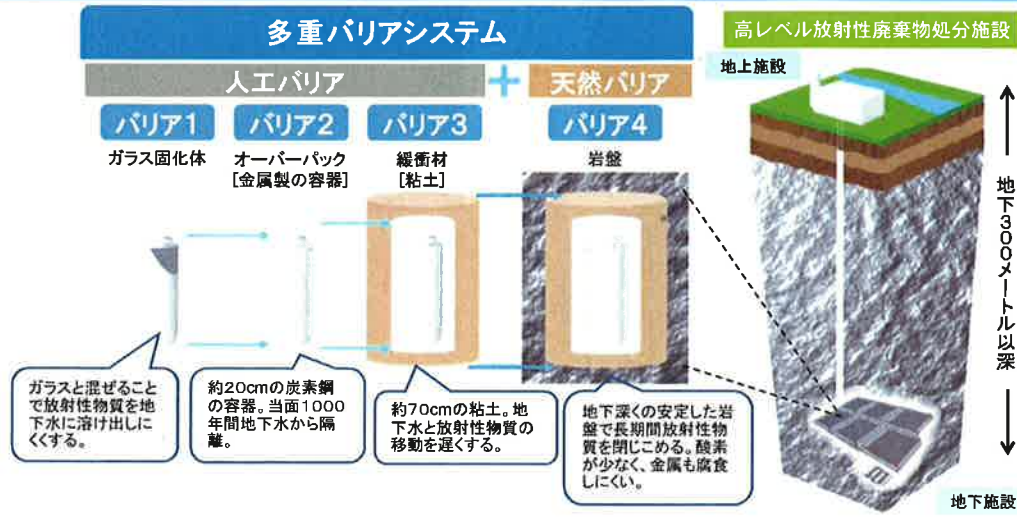
写真は、2013年2月末時点



金属キャスク(貯蔵容器)イメージ

高レベル放射性廃棄物の最終処分 ～基本的な考え方～

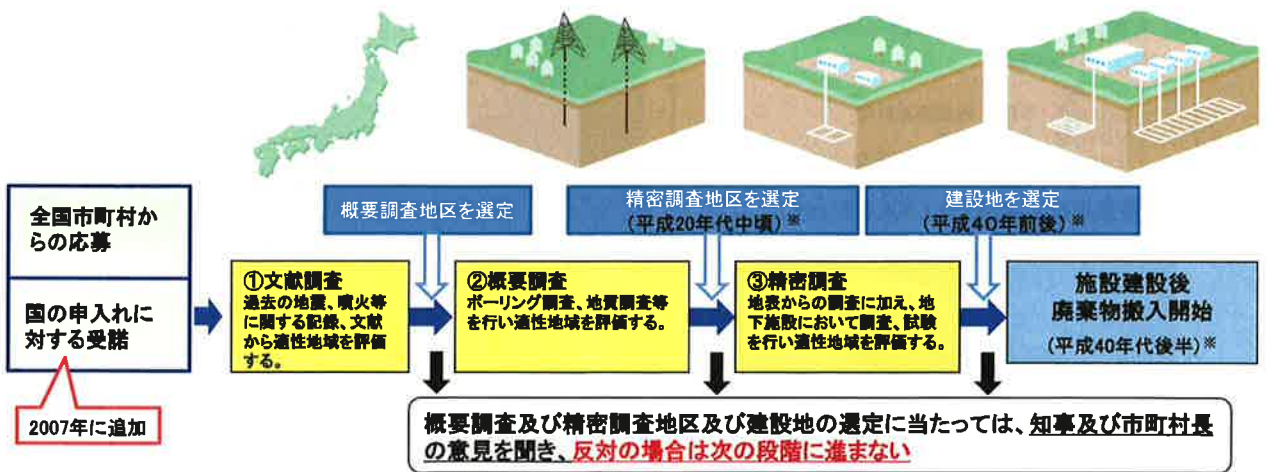
- (1) ガラス固化体は30～50年間貯蔵管理された後、地下300m以深に埋設処分する。
- (2) 製造後1,000年間で放射能は約3,000分の1(*)になり、数万年後にはそのもとになった燃料の製造に必要な量のウラン鉱石(ガラス固化体1本あたり約600トン)の放射能と同程度になる。
 ※ 製造後1,000年間で放射能の変化
 ガラス固化体1本あたり放射線量: $2.2 \times 10^{16} \text{Bq} \rightarrow 8.5 \times 10^{12} \text{Bq}$ 、ガラス固化体表面の放射線量: 約1,500Sv/h \rightarrow 約20mSv/h
- (3) 人工バリアと天然バリアの組合せにより、ガラス固化体を、放射能が十分に減衰するまでの数万年間、人間の生活環境から隔離する。



最終処分地選定プロセスと処分スケジュール

- (1) 処分地の選定は、3段階の調査(約20年)を経て行われる。
- (2) 「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」(特廃法)に基づき、原子力発電環境整備機構(NUMO)が処分の実施主体となっている。

「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」(2000年施行)に基づく立地選定プロセス



*調査地区選定等の時期については、最終処分計画(2008年3月閣議決定)による。

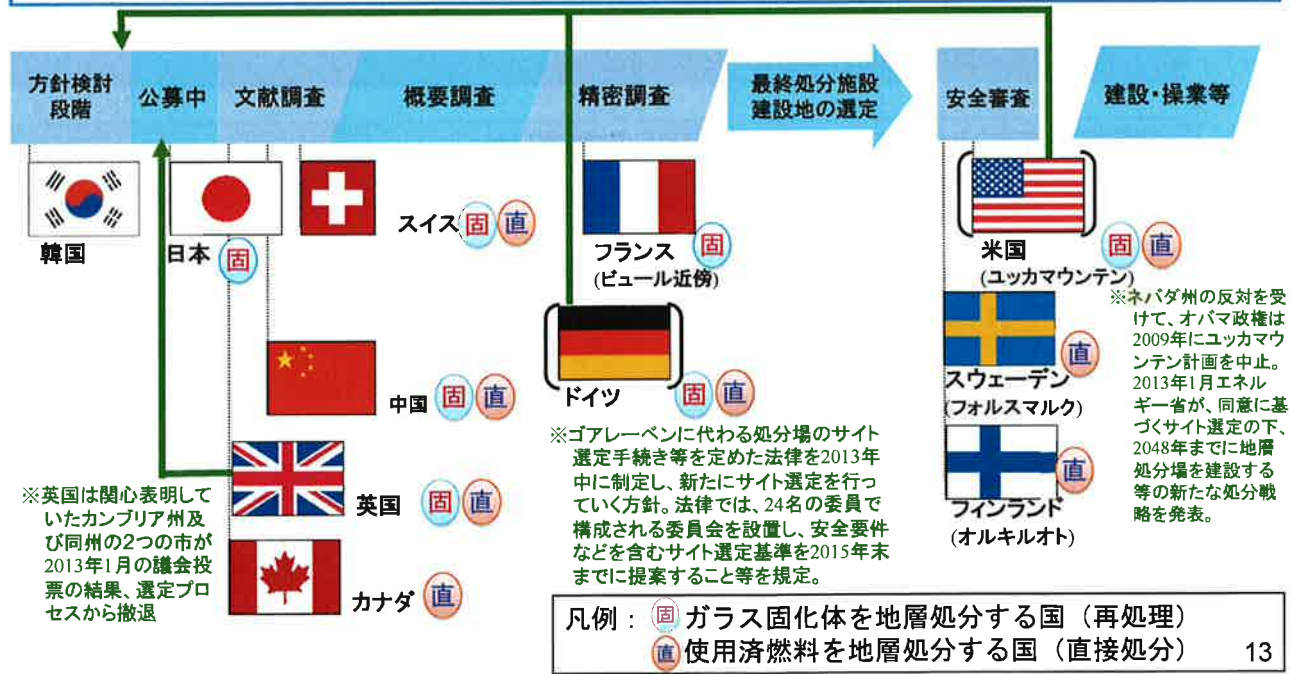
高レベル放射性廃棄物の最終処分現状

- (1) 2000年に制定された「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」に基づいて、処分事業の実施主体(原子力発電環境整備機構(NUMO))が、2002年より全国市町村を対象に最終処分場立地に向けた調査の公募を開始。
- (2) 高知県東洋町での失敗を踏まえ、2007年に国から自治体に申し入れる方式を追加するとともに地層処分の安全性・信頼性向上に向けた研究開発や国民的理解に向けた広聴・広報活動を展開するも、これまで申入れの実績無し。

これまでの応募の検討状況					
H14年 (2002年)	H15年 (2003年)	H16年 (2004年)	H17年 (2005年)	H18年 (2006年)	H19年 (2007年)
14/12 ▼ 公募開始	15/4 ★ 福井県和泉村	15/12 ★ 高知県佐賀町	16/4 ★ 熊本県御所浦町	17/1 ★ 鹿児島県笠沙町	7 10 ★ 滋賀県余呉町
★応募検討が報道された地点					
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>18/8 ★ 滋賀県余呉町(再) ★ 鹿児島県宇検村</p> <p>9 ★ 高知県津野町</p> <p>10 ★ 高知県東洋町</p> <p>12 ★ 対馬市</p> <p>12 ★ 長崎県</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>19/1 ☆ 応募</p> <p>2 ★ 福岡県</p> <p>3 ★ 南大隅町</p> <p>4 ★ 鹿児島県</p> <p>7 ★ 秋田県上小阿仁村</p> </div> </div>					

諸外国の高レベル放射性廃棄物処分の進捗状況 (2013年3月現在)

- (1) 国際的には、自国で発生した放射性廃棄物は、発生した国でそれぞれ処分するのが原則。
- (2) これまで様々な処分方法が検討されたが、地層処分が最も現実的な方法というのが国際的に共通した考え方。現在、各国で処分地選定のための取組が進められている。



日本学術会議提言及び原子力委員会見解の概要

- (1)原子力委員会からの依頼(2010年9月)に応じて、日本学術会議は2012年9月に回答を公表。
 (2)これを受け、原子力委員会は2012年12月、今後の政府が取り組むべき方向性を提示。

日本学術会議「高レベル放射性廃棄物の処分について」(2012年9月)

高レベル放射性廃棄物の処分に関する政策を抜本的に見直すべき。

- 地層処分の安全性について専門家間の十分な合意がないため、自律性・独立性のある科学者集団による専門的な審議を尽くすべき。
- そのための審議の期間を確保するとともに、科学的により優れた対処方策を取り入れることを可能とするよう、今後、数十年～数百年の間、廃棄物を暫定的に保管(暫定保管)すべき。
- 高レベル放射性廃棄物が無制限に増大することを防ぐために、その発生総量の上限を予め決定すべき(総量管理)。
- 科学的な知見の反映の優先等立地選定手続きの改善、多様なステークホルダーが参画する多段階合意形成の手続き等を行うべき。

原子力委員会「今後の高レベル放射性廃棄物の地層処分に係る取組について(見解)」(2012年12月)

高レベル放射性廃棄物の処分方法として、地層処分は妥当な選択。

- 地層処分の安全性について、独立した第三者組織の助言や評価を踏まえつつ、最新の科学的知見に基づき、定期的に確認すべき。
- 最新の科学技術的知見に基づき、処分計画を柔軟に修正・変更することを可能にする可逆性・回収可能性を考慮した段階的アプローチについて、その改良改善を図っていくべき。
- 原子力・核燃料サイクル政策に応じた放射性廃棄物の種類や処分場規模について、選択肢を示し、それらの得失について説明していくべき。
- 立地自治体を始めとするステークホルダーと実施主体が協働する仕組みの整備など、国が前面に出る姿勢を明らかにするべき。

14

これまでの立地選定活動について (文献調査が開始できていない現状を踏まえ)

①地層処分事業の必要性・安全性に対する理解・合意が不足していたのではないか。

- 双方向シンポジウム等を通じた推進派・慎重派の対話においても、真摯な意見交換を通じた共通認識の醸成が図れていなかったのではないか。

②政府としてのコミット(本気度)が不十分だったのではないか。

- 地元の発意を重視するあまり、受動的な対応になっていたのではないか。

③当該場所で文献調査を行うことについての地元が負う説明責任、説明負担が重すぎるのではないか。

- 現行の公募方式、申入れ方式いずれの場合も地元の意向を必要とするため、国民理解が不足している現状では、調査に手を挙げることは地元にとって大きな負担になっているのではないか。
- 国がより説明責任を負うことで、地元が調査受入を判断しやすくする必要があるのでないか。

④調査や処分事業に対する地域住民の参加の在り方が不明確だったのではないか。

- 地域住民の信頼を得る上では、法律上規定されている立地選定プロセスへの自治体の関与に留まらず、地域住民が調査・処分事業に参画できる仕組みが明確化されている必要があるのではないか。

総合資源エネルギー調査会 電気事業分科会 原子力部会 放射性廃棄物小委員会の開催について

1. 趣旨

エネルギー政策上の重要な課題である高レベル放射性廃棄物の最終処分については、処分制度創設以降10年以上を経た現在においても、処分地選定の調査に着手できていない状況。既に相当量の廃棄物が発生しており、処分事業に対する国民理解を得つつ、立地選定プロセスを進展させることが必要。

このような中、昨年、日本学術会議及び原子力委員会より、国民の合意形成に向けた取組や立地選定プロセスの改善等について提言がなされているところであり、これまで立地選定が進んでいない現状を真摯に反省し、これらの提言も踏まえつつ、最終処分の取組を抜本的に見直していくことが不可欠。

このため、総合資源エネルギー調査会 電気事業分科会 原子力部会 放射性廃棄物小委員会を開催し、最終処分の取組の見直しに向けた検討を行う。

2. 当面のスケジュール

5月を目途に委員会を開催し、取組の見直しに着手するとともに、これを踏まえ、最終処分計画の改定を行う。

なお、検討が一定程度進捗した段階で、都道府県等が参加する使用済核燃料対策協議会を設置し、意見を聴取すると共に共通理解の醸成を行う。

16

3. 新たな規制枠組みの下での原子力の安全性向上の取り組みについて

背景

- 本年4月11日、原子力規制委員会から新規規制基準案が公表された。また、原子力規制委員会が原子力施設の規制を行う上で目指すべきリスクの抑制水準として、「安全目標」の議論が進められている。
- 一方、東京電力福島第一原発事故以前の原子力発電の安全性については、安全文化の醸成が十分でないことを示唆する以下の指摘がなされている。
 - － 東京電力を含む電力事業者も国も、我が国の原子力発電所では炉心溶融のような深刻なシビアアクシデントは起こり得ないという安全神話にとらわれていたがゆえに、危機を身近で起こり得る現実のものと思えられなくなっていたことに根源的な問題があると思われる。(平成24年7月23日 政府事故調最終報告書)
- こうした新たな規制枠組みの整備や示唆を踏まえ、事業者とそれを支える政府を含めた関係者は、強い姿勢で安全性向上に取り組むことが必要。
 - － 安全の追及には終わりはなく継続的な安全向上が重要。
 - － 事業者は、原子力発電所の安全確保の一義的責任を負う。
 - － 事業者は、原子力発電所の安全性に関する説明責任を負い、常に規制以上の安全レベルの達成を目指す必要がある。

(平成25年3月19日 田中原子力規制委員長提出「原子力発電所の新規制施行に向けた基本的な方針(私案)」より)

17

世界最高水準の安全性を実現するための仕組み

- 今後、事業者は、新たな規制枠組みの下、以下の取り組みを通じて、世界最高水準の原子力の安全性を実現していくべき。
 - 定量的な安全目標を掲げ、原子力発電を取り巻くあらゆるリスクに向き合う。
 - 効果を明らかにしながら、自主的かつ継続的な安全性向上対策に取り組む。
- 例えば米国の取組を参考に、以下のような機能が発揮できる仕組みの構築について検討を進めることが必要ではないか。
 - ①安全性向上に係る事業者の自主的取組を促進
 - ②軽水炉を始めとした原子力施設の安全研究の高度化を実現
 - ③科学的・合理的な根拠に基づいたオープンな提言・議論等を通じて、安全水準の高度化を実現

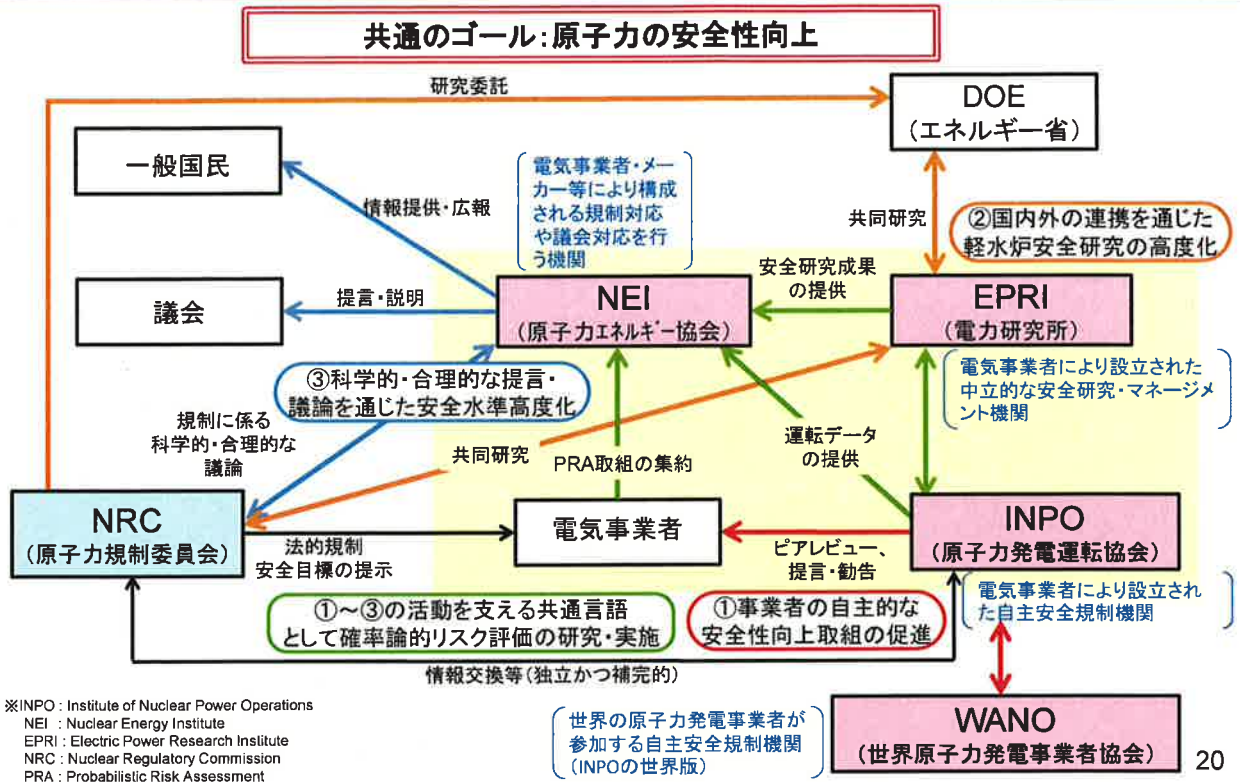
18

(参考1) 定量的なリスク評価と安全目標

- 東京電力福島第一原発事故以前のリスクに対する姿勢や取り組みについて、各事故調等により課題が指摘されているところ。
 - 日本では、積極的に海外の知見を導入し、不確実なリスクに対応して安全の向上を目指す姿勢に欠けていた。(平成24年7月5日 国会事故調報告書)
 - 地震や津波に対する安全評価を始めとして、事故の起因となる可能性がある火災、火山、斜面崩落等の外部事象を含めた総合的なリスク評価は行われていなかった。(平成24年7月23日 政府事故調最終報告書)
- 世界の原子力安全関係者は、スリーマイル島事故(1979年)やチェルノブイリ事故(1986年)の経験を教訓として、発電用原子炉施設におけるシビアアクシデントのリスクを抑制することが重要と認識し、確率論的リスク評価手法(PRA)技術によりそのリスクを定量化し、安全目標を定めて、効果的な安全確保活動を行うべく活用してきている。(平成15年 原子力安全委員会安全目標専門部会「安全目標に関する調査審議状況の中間とりまとめ」より)

19

(参考2) 米国における原子力の安全性向上に係るシステム



平成 25 年 4 月 12 日

資源エネルギー庁

「電気事業法の一部を改正する法律案」が閣議決定されました

本日、「電気事業法の一部を改正する法律案」が閣議決定され、今国会に提出されました。

本法律案は、東日本大震災の影響による昨今の電力需給のひっ迫状況を踏まえ、電力システム改革の 3 柱の 1 つである「広域系統運用の拡大」などを実現することによって電気の安定供給の確保に万全を期すとともに、具体的な実施時期を含む電力システム改革の全体像を法律上明らかにするものです。

1. 電力システム改革の推進

電力システム改革の全体像について、政府は平成 25 年 4 月 2 日に「電力システムに関する改革方針」(以下「改革方針」といいます。)を閣議決定しました。

改革方針においては、電力システム改革の目的として、

- (1) 安定供給の確保
- (2) 電気料金の最大限の抑制
- (3) 需要家の選択肢や事業者の事業機会の拡大

を掲げ、この目的の下で、

- ① 広域系統運用の拡大
- ② 小売及び発電の全面自由化
- ③ 法的分離の方式による送配電部門の中立性の一層の確保

という 3 本柱からなる改革を行うこととしています。そして、3 本柱の改革の実施を以下の 3 段階に分け、各段階で課題克服のための十分な検証を行い、その結果を踏まえた必要な措置を講じながら、改革を進めることとしています。

	実施時期	法案提出時期
【第 1 段階】 広域系統運用機関(仮称)の設立	平成 27 年(2015 年)を目途に設立	今国会に法案提出(第 2 段階、第 3 段階の改正についてのプログラム規定を置く)
【第 2 段階】 電気の小売業への参入の全面自由化	平成 28 年(2016 年)を目途に実施	平成 26 年(2014 年)通常国会に法案提出
【第 3 段階】 法的分離による送配電部門の中立性の一層の確保、電気の小売料金の全面自由化	平成 30 年から平成 32 年まで(2018 年から 2020 年まで)を目途に実施	平成 27 年(2015 年)通常国会に法案提出することを目指すものとする

2. 法律案の趣旨

本法律案は、改革方針を踏まえ、電力システム改革の第1段階として、(1)広域的運営の推進のための措置を講じるとともに、需給ひっ迫への備えを強化するために、(2)自己託送及び(3)電気の使用制限命令に係る制度の見直しを行います。

加えて、(4)附則において、電気の小売業への参入の全面自由化(電力システム改革の第2段階)、法的分離による送配電部門の中立性の一層の確保、電気の小売料金の全面自由化(電力システム改革の第3段階)に係る措置を段階的に実施していく旨の規定(プログラム規定)を措置します。

3. 法律案の概要

本法律案における主な措置事項は以下の4点です。

【本則関係】

(1) 広域的運営の推進

- ①「広域的運営推進機関」の創設
 - ②経済産業大臣による供給命令の見直し
- #### (2) 自己託送制度の見直し
- #### (3) 電気の使用制限命令に係る制度の見直し

【附則関係】

(4) 電力システム改革の段階的な実施に関するプログラム規定の整備

- ①改革方針を踏まえ、第2段階と第3段階の法案提出時期と実施時期を規定するとともに、各段階において課題克服のための十分な検証を行い、その結果を踏まえた必要な措置を講じながら改革を行うこととします。
- ②また、改革方針に記載された、資金調達に支障を生じないようにするための措置や安定供給確保の方策等についての留意事項等を規定します。

(本発表資料のお問い合わせ先)

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部

政策課長 佐藤 悦緒

担当者: 石井、神野

電話: 03-3501-1511(内線 4731~5)

03-3501-1746(直通)

電力市場整備課 企画官 山崎 琢矢

担当者: 小柳、福元、松倉、井上

電話: 03-3501-1511(内線 4741~6)

03-3501-1748(直通)

2013年度夏季の電力需給対策について

平成 25 年 4 月 26 日
電力需給に関する検討会合

はじめに

東日本大震災から 2 年を経て、電力需給の状況は改善しつつある。しかし、ほとんどの原子力発電所が停止する中で、火力発電所の定期検査の繰り延べや過負荷運転の実施、長期停止火力の再稼働、緊急設置電源の設置といった緊急避難的な対策や国民各層の節電努力などに大きく依存してきた。

このような中、2013 年度(平成 25 年度)夏季の電力需給見通しについて、経済産業省の総合資源エネルギー調査会総合部会の下に設置した「電力需給検証小委員会」において、2013 年 3 月 22 日から 4 月 23 日までの合計 4 回にわたり、第三者の専門家による検証を行った。

現在、我が国は緊急経済対策をはじめとする経済再生に向けた様々な取組を行い、生産や消費など経済動向に明るい兆しが出始めているところ、国民生活及び経済活動への影響を極力回避しつつ、電力需給検証小委員会の検証結果を踏まえて、2013 年度夏季の電力需給対策を決定する。

1. 2013年度夏季の電力需給見通し

2013 年度夏季の電力需給は、2010 年度夏季並の猛暑となるリスクや直近の経済成長の伸び、企業や家庭における節電の定着などを織り込んだ上で、いずれの電力管内でも電力の安定供給に最低限必要な予備率 3%以上を確保できる見通しである。

他方、9 電力管内(北海道電力、東北電力、東京電力、中部電力、関西電力、北陸電力、中国電力、四国電力及び九州電力)において、大規模な電源脱落等が発生した場合には電力需給がひっ迫する可能性^{*}もあり、引き続き予断を許さない状況である。

<2013 年 8 月の電力需給見通し>

(万kW)	東3社	北海道	東北	東京	中部及び 西日本	中部	関西	北陸	中国	四国	九州	9電力	沖縄
供給力	7,857	524	1,520	5,813	9,827	2,817	2,932	574	1,250	595	1,659	17,684	238
最大電力需要	7,365	474	1,441	5,450	9,279	2,585	2,845	546	1,131	562	1,610	16,644	156
供給-需要	492	50	79	363	548	232	87	28	119	33	49	1,040	83
(予備率)	6.7%	10.5%	5.5%	6.7%	5.9%	9.0%	3.0%	5.2%	10.5%	5.9%	3.1%	6.2%	53.1%

※仮に、中部及び西日本において、2013 年度夏季ピーク時に過去 5 年間で最大級の電源脱落(▲644 万kW)が生じた場合、随時調整契約の発動及び周波数変換装置(FC)を通じた東日本からの融通を行っても、中部及び西日本の予備率は 2.1%となる。

2. 2013年度夏季の電力需給対策の基本的考え方

2013 年度夏季の電力需給対策を行うに当たっての基本的考え方を以下に示す。

- ① 2013 年度夏季の需給見通しは、国民各層による節電の定着を前提としている。そのため、この定着分について確実な節電の実施を図る。
- ② その際、国民生活、経済活動等への影響を極力回避する。
- ③ 大規模な電源脱落等により、万が一、電力需給がひっ迫する場合への備えとして、需給両面での対策を講じる。

3. 2013年度夏季の需給対策

2. を踏まえ、9 電力管内について、以下の需給対策を行う

(1) 節電要請(数値目標を設けない)

- ① 現在定着している節電の取組が、国民生活、経済活動等への影響を極力回避した無理のない形で、確実に行われるよう、節電を要請する。但し、具体的な数値目標は設けない。節電要請にあたっては、被災地、高齢者や乳幼児等の弱者、熱中症等への健康被害に対して、配慮を行う。

※2013 年度夏季の各電力会社管内における定着節電は、2010 年度最大電力比で以下の数値を見込んでいる。これらは節電を行うに当たっての目安となる。

北海道電力管内	▲6.3%	東北電力管内	▲3.8%	東京電力管内	▲10.5%
中部電力管内	▲4.0%	関西電力管内	▲8.7%	北陸電力管内	▲4.0%
中国電力管内	▲3.6%	四国電力管内	▲5.2%	九州電力管内	▲8.5%

② 節電要請期間・時間

2013 年 7 月 1 日(月)から 2013 年 9 月 30 日(月)までの平日(ただし、8 月 13 日(火)から 15 日(木)までを除く)の 9:00 から 20:00 までの時間帯とする。

- ③ 政府は、需要家の節電を促進するため、事業者及び家庭向けに具体的な節電メニューを提示する。併せて、電力会社は、電力需給状況や予想電力需要についての情報提供等を積極的に行う。

(2) 需給ひっ迫への備え

大規模な電源脱落等により、万が一、電力需給がひっ迫する場合への備えとして、以下の対策を行う。

- ① 電力会社は、発電所等の、計画外停止のリスクを最小化するため、発電設備等の保守・保全を強化する。
- ② 電力会社は、電力需給のひっ迫が予想される場合に、自家発電事業者からの追加的な電力購入を行えるよう準備する。政府は、自家発電の活用を図るため、設備の増強や余剰電力の電力会社への売電を行う事業者に対して、設備や燃料費の補助による支援を行う。
- ③ 卸電力取引所において、幅広い供給者が取引所に参加することで広域的かつ機動的な電力調達が可能となるような新たな仕組みを整備する。
- ④ 電力会社は、随時調整契約等の積み増し、アグリゲーター^{※1}やネガワット取引^{※2}の活用その他のデマンドレスポンス等、需要面での取組の促進を図る。
- ⑤ 上記の対策にもかかわらず、電力需給のひっ迫が予想される場合には、政府は、「需給ひっ迫警報」や「緊急速報メール」を発出し、一層の節電を要請する。

※1:アグリゲーターは、事前に契約している複数の需要家の電力需要を一括して制御し、遠隔操作や手動制御によって空調、照明などの需要を削減する。

※2:需要家による節電量を供給量と見立て(ネガワット)、需給ひっ迫が想定される場合に、需要サイドの負荷抑制による節電分を入札等により確保する仕組み。

電力需給に関する検討会合の開催について

平成 23 年 3 月 13 日
内閣総理大臣 決 裁
平成 23 年 4 月 8 日
一 部 改 正
平成 23 年 5 月 16 日
一 部 改 正
平成 23 年 10 月 31 日
一 部 改 正
平成 24 年 2 月 10 日
一 部 改 正

1. 平成 23 年(2011 年)東北地方太平洋沖地震の影響による電力供給不足について、政府としての対応を総合的かつ強力に推進するため、電力需給に関する検討会合(以下「会合」という。)を開催する。
2. 会合の構成員は、内閣総理大臣を除く全ての国務大臣とし、内閣官房長官を座長、経済産業大臣を座長代行とする。ただし、座長は、必要があると認めるときは、電力供給不足への対策について優れた識見を有する者等に出席を求めることができる。
3. 会合の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
4. 前各項に定めるもののほか、会合の運営に関する事項その他必要な事項は座長が定める。

平成 25 年 4 月 26 日

資源エネルギー庁

夏季の省エネルギー対策を決定しました

～6 月から 9 月は夏季の省エネキャンペーン～

6 月から 9 月までの期間において、夏季の省エネルギー対策を促進するため、省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議を開催し、「夏季の省エネルギー対策について」を決定しました。

1. 省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議は、関係政府機関で構成され、毎年、エネルギー消費が増加する夏と冬が始まる前に開催されており、本日、別添のとおり「夏季の省エネルギー対策について」を決定しました。
2. 平成 25 年夏については、電力需給対策に積極的に取り組む必要が高いため、今回の省エネルギー対策については、別途決定される電力需給対策と一体となる形で、省エネルギーに関する取組を推進する内容になっています。
3. 政府は、国民の皆様在省エネルギー・節電対策の実践についての協力を呼びかけていきます。
4. また、政府自らも率先して、冷房の適正化や照明の削減など、省エネルギー・節電の実践に取り組めます。

(添付資料)

別添:「夏季の省エネルギー対策について」

(本発表資料のお問い合わせ先)

資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部

政策課長 間宮 淑夫

担当者: 太田、高橋

電話: 03-3501-1511(内線 4531~6)

03-3501-1728(直通)

